

# 聞きたい 知りたい まちのこと 市政のこと

常総市議会映像配信中!! <http://www.josocity.stream.jfit.co.jp>



※内容は発言議員本人からの寄稿によるものです。

## 議員

債権は、公有財産、物品、基金と並ぶ市の財産である。市民の共有の財産として施設や備品などと同様に厳格な管理が求められる。自治体債権は税金等の強制徴収可能な公債権以外に強制徴収できない公債権、家賃等の私債権があり、発生原因、事故債権回収方法について多くの適用法があり、管理方法等について明確化、効率化する必要があると考える。特に私債権については、公債権のような徴収規定がなくいつまでも残ってしまうという現状があり、民法145条が存在するために消滅時効が完成しても債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しないので、条例の定めがないと議会の議決を経なければ権利放棄できない。このような点において、債権管理条例の制定の意義は実務上極めて大きいものと考ええる。これらを踏まえ、各債権管理の手順の統一化、基準の明確化や徴収不能な債権の適正な処理基準を明確にするため、債権管理条例の制定も必要と考えるが当市の見解は。



佐藤 剛史 議員

答 弁 質 問

現況に即した条例の制定を  
検討する

債権管理について問う

佐藤議員の  
質問動画



## 総務部長

地方自治体の財政の悪化や行財政改革の推進に伴い、債権回収の必要性及び債権管理の適正化の重要性が認識され、債権の管理や放棄等を定める債権管理条例が制定されてきている。当市では債権管理において実施すべき手順の明確化がなされておらず債権回収の知識、経験の共有も進んでいない状況にある。債権の放棄についても、放棄する基準が明確でないため、回収の見込みのない債権も放棄されずに管理し続ける事態もありうる。このような課題を解決する上で債権管理条例は、当市債権の適正かつ効率的な管理に資するものと考えられる。条例制定には条例の目的と手段の基礎付けとなる事実関係の整備が不可欠であり、まずは債権を所管する各課がどのような債権を保有し、どのように管理しているかといった現状を把握し、当市の債権管理の現状に即した条例の制定に向け検討していく。

【その他の質問】  
★庁内における若手職員の提案制度について